

大学ポートレート運営会議に係る実務者協議会要項（案）

平成 年 月 日

大学ポートレート運営会議決定

（目的）

第1条 この要項は、独立行政法人大学評価・学位授与機構大学ポートレート運営会議要項第2条第3項の規定に基づき、大学ポートレート運営会議に係る実務者協議会（以下「実務者協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 実務者協議会は次に掲げる者をもって組織する。

- 一 設置主体別の大学団体
- 二 大学ポートレート事業の実施に関わる機関
- 三 認証評価機関

（議事）

第3条 実務者協議会の開催にあたっては、前条に定める者は、必要に応じ、会議に出席するものとする。ただし、実務者協議会は、前条第二号に定めるすべての者の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 実務者協議会の開催にあたっては、必要に応じ、前条に定める者以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

（庶務）

第4条 実務者協議会の庶務は、第2条第1項第二号に定める者が協力して処理する。

- 2 前項に定める者は、第2条第1項第一号及び第三号に定める関係者からの出席が得られない場合は、必要に応じ、その意見の聴取及び取りまとめに努め、その結果を実務者協議会に報告する。

（雑則）

第5条 この要項に定めるもののほか、実務者協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、実務者協議会で定める。

附則

この要項は、平成26年 月 日から施行する。